

第33回 地方分権改革有識者会議  
第72回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：平成30年6月29日（金）15：00～17：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、石橋良治議員、市川晃議員、太田稔彦議員、後藤春彦議員、勢一智子議員、谷口尚子議員

〔提案募集検討専門部会〕小早川光郎構成員、勢一智子構成員（両名は、地方分権有識者会議議員と兼務）

〔政府〕梶山弘志内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、田中良生内閣府副大臣、長坂康正内閣府大臣政務官、前川守内閣府審議官、大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長

議題

- （1）平成30年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について  
（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
  - （2）地方支援の取組について
  - （3）その他
- 

（神野座長） 定刻より少し時間が早いですが、御予定をいただいていた皆様方に御出席いただいておりますので、ただいまから「第33回地方分権改革有識者会議・第72回提案募集検討専門部会 合同会議」を開催させていただきます。

本日は、公務で大変御多用のところを梶山大臣、田中副大臣、長坂大臣政務官にお越しいただいております。

また、本日は、地方分権改革有識者会議の平井議員、提案募集検討専門部会の高橋部長、伊藤構成員、野村構成員、磯部構成員、山本構成員から所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

それでは初めに、御臨席いただいております梶山大臣から御挨拶をいただきますので、よろしくお願いたします。

（梶山内閣府特命担当大臣） 皆様、こんにちは。担当大臣の梶山でございます。

神野座長をはじめとして皆様には、平素より地方分権推進のために大変な御尽力いただいておりますことを感謝申し上げる次第であります。

皆様に御議論いただきました成果であります第8次地方分権一括法につきましては、去る6月19日に成立いたしました。そして、一昨日、6月27日に公布されたところであります。改めて厚く御礼申し上げる次第であります。

この改正を生かして、実際に地方公共団体において住民サービスの向上につなげることが何よりも重要なことであります。移譲される事務・権限等につきましては、関係府省と連携しながら、財源措置、制度改正に係るマニュアルの整備、研修の実施など、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

本年の提案募集では、地方から昨年と同程度の319件の御提案をいただきました。また、

課題でありました市区町村からの提案につきましても、提案のノウハウを解説したハンドブックを作成するとともに、市区町村向けの説明会や研修などを精力的に行ったことが功を奏し、提案団体数は256団体、提案件数は201件となり、それぞれ過去最多となったところでもあります。

提案の内容としましては、子育て、介護や地域資源の利活用、災害対策に関するものなど、地域社会が直面する課題に関する多くの提案が寄せられているところでもあります。こうした提案につきまして、特に重点的に御審議いただき、実現を目指したいと考えているところでもあります。

今年も、地方の発意による地方のための改革となるよう、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、いただいた提案一つ一つ丁寧に対応し、その最大限の実現を図ってまいりたいと考えております。

皆様にはこれからも大変お骨折りをいただくこととなりますけれども、引き続き、地方分権改革の推進に向けて御尽力いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

(神野座長) 大変ありがたいお言葉を頂戴いたしましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、議事に入ります前にお手元の配付資料を確認させていただきます。大部にわたっておりますので、御確認いただければと思います。

まず、一番上に本日の議事次第と配付資料の一覧表がついております。その後が座席表、さらに地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会の名簿をそれぞれ添付しております。その後、本体資料がございまして、資料1から14が一束、冊子になっております。

1 ページからが資料1「平成30年の地方からの提案募集に係るスケジュール」

3 ページが資料2「平成30年の地方からの提案と検討区分別の状況」

4 ページが資料3「平成30年の地方からの提案の特徴」

5 ページからが資料4「平成30年の地方からの提案状況」

7 ページが資料5「重点事項に関するメルクマール（案）」

8 ページからが資料6「重点事項について（案）」

いずれも本日御検討いただく中心的な議題に関連する資料でございます。

42ページからが資料7「放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討状況」

44ページが資料8「重点事項に並んで重要なテーマ～行政事務の効率化・迅速化に資する提案について～」

45ページが資料9「予算編成過程での検討を求める提案（例）」

46ページからが資料10「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案（例）」

48ページが資料11「再チャレンジ提案（例）」

49ページが資料12「提案募集の対象外である提案（例）」

50ページが資料13「事前相談がなされたものの、提案に至らなかった案件の概況」

51ページからが資料14「平成26～29年対応方針のフォローアップの状況」

ここまでが一部の冊子になっております。

次に、資料15「平成30年提案募集における地方支援の取組実績」

ここまでが本体資料でございます。

続いて、参考資料が添付してあります。

参考資料1「地方からの提案（全体）」

参考資料2「平成30年の地方からの提案募集に係るスケジュール（詳細版）」

参考資料3「平井議員提出資料」

大部でございますが、以上、御説明したものでございますけれども、お手元、御確認いただいて、不足がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入りたいと存じます。お手元の議事次第を見ていただくと（3）のその他を除きますと大きく2つございます。「（1）平成30年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について」が主要な議事でございますが、もう一つが「（2）地方支援の取組について」、2つの議事を準備しております。

それでは、初めの議事「（1）平成30年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について」を御審議していただきたいと思っておりますので、事務局から、資料1から14、さらに参考資料1と2の説明を一括してお願いしたいと思っております。加瀬次長からお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。

（加瀬次長） それでは、順次御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1はスケジュールでございまして、前回、2月の会議以降の作業実績、今後のスケジュールを整理したものでございます。

2月19日、前回の会議がございまして、翌日20日から事前相談・提案の受け付けを開始したということでございます。一昨年は3月17日から開始でございましたが、極力、自治体側の検討期間をとるようということで、前年と同様に前倒しをして開始したところでございます。5月15日に事前相談の受け付けを終了いたしまして、6月5日、提案受け付けを終了したということでございます。

この後、本日の会議で重点事項につきまして御議論いただいた上で、関係各府省に正式に検討依頼をしたいと考えております。

以降は、10月まで専門部会におきまして、提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング、10月以降は、並行しまして、関係府省との調整を本格化させるという段取りで考えております。

その上で、対応方針案につきましては、11月中下旬の有識者会議、12月中下旬の地方分権改革推進本部、閣議で決定するという予定を考えております。

次の2ページでございますが、参考として添付しているものでございます。先ほど大臣のほうからも御紹介がございましたように、第8次地方分権一括法案の関係でございませ

て、この通常国会におきまして成立し、公布されました。第7次法案は4月に成立したということでございますので、国会情勢等の影響で若干遅くなったものでございます。

3ページ、資料2「平成30年の地方からの提案と検討区分別の状況」でございます。まず、提案の総数は319件でございます。昨年の311件と同程度の水準、微増になっております。平成26年から提案の数につきましては3年連続で減少したということでございますが、昨年、本年ともに310件を超える形になっております。

319件のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」が188件となっております。このうち51事項、75件につきましては、重点事項として取り上げるということでどうか、お諮りさせていただくものでございます。

「関係府省における予算編成の過程で検討を求める提案」というものが15件ほどございます。

さらに、その他でございますが、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」が101件、「対象外となる提案」が15件となっております。

具体的な事例につきましては、後ほどまたそれぞれ御説明させていただきたいと思っておりますが、30年は、その他の中の1つ目、「改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」が昨年に比べて101件という形で増えております。まだ精緻な分析ではございませんが、これにつきましては、提案が過去既に閣議決定による方針などで整理されているもの、あるいは提案はいただきましたが、実は現行でも対応可能であったもの、支障事例が現時点でははっきりしなかったものなどが増えているということでございます。私どものほうで過去の提案のデータベースの整備などをしておりますが、提案募集も5年目ということで、そういったもののさらなる周知、PRをしていく必要があると考えておりますとともに、支障事例がはっきりしていないと整理した提案につきましても、引き続き、制度改正の効果、あるいは必要性などを新たに生じていないかということも踏まえまして、今後の提案に生かして、自治体からいただいた提案を活用するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4ページ、資料3が提案の特徴でございます。枠囲みの中に5つほど丸がございしますが、そちらにまとめております。

1つ目が提案数でございます。先ほど申し上げましたとおり、319件となっております。事前相談の関係は、いろいろと広報に取り組んだということでございまして、昨年に比べて増えて530件となっております。

2つ目が提案団体としてどうかということでございます。課題でございました市町村からの提案でございますが、昨年の129件から今回は256件へと大幅に増加しています。

3つ目の新規提案団体数につきましても、66団体から144団体となっております。

ちなみに、市町村の関係を御覧いただきますと、件数ベースでございますが、提案件数を書いております。本年、都道府県が160件、市区町村が201件でございます。昨年に続きまして、2年連続で都道府県からの提案件数を市区町村からの提案件数が上回ったとい

うことをごさいますして、その中でも特に町村からの提案が倍増しています。

4つ目、ここに書いてございますように、都道府県及び県内市町村による共同提案の取組が増加しているということをごさいますして、県内市町村による共同提案の取組が広がりを見せているところでございます。

5つ目、昨年引き続きまして、提案といたしましては、福祉関係（子育て・介護等）の提案が多いということをごさいます。

5ページ、資料4は、今申し上げましたことと若干重複するものもございしますが、提案状況の中で右の表を御覧いただきますと、提案先の担当府省の動向でございます。全体としましては、昨年とほぼ変わっておりません。若干順位が入れかわっておりますが、一番多いのが厚生労働省の関係でございます。昨年ですとその次に国土交通省、内閣府、総務省という順番でございましたが、本年につきましては、内閣府、総務省、国土交通省の順番になっているところでございます。

次の6ページを御覧いただければと思います。先ほど共同提案の関係で申し上げましたが、平成30年の当初共同提案の状況ということで整理したものでございます。最初に書いておりますが、昨年までの共同提案、例えば地方三団体による共同提案を今年もいただいているところでございますが、特徴といたしましては、都道府県と県内市町村、さらにこれに他の県なども加わっての共同提案が増えております。それ以外にも、3以上の市町村による共同提案も増えております。こういう共同提案の取組が提案市町村数の増加あるいは新規提案団体数の増加に結びついていると考えているところでございます。

こうした共同提案の取組が広がることによりまして、個々の市町村、特に規模の小さい町村で提案を出すといっても事務負担の関係で大変ということもあろうかと思いますが、そういった場合でも提案が容易になるのではないかと考えているところでございまして、裾野の拡大ということでは非常に大事なことかと思っております。

次は7ページ、資料5「重点事項に関するメルクマール（案）」でございます。4つほど掲げているところでございます。内容といたしましては、例えば②の3つ目のポツで、昨年、中核市を加えたという微修正がございましたが、本年は基本的に昨年と変わっておりません。ちなみに、④は、過去の提案につきましてフォローアップの重点として取り扱うという意味のものでございます。

8ページ、資料6「重点事項について（案）」は、お諮りするもので、重点事項の内容に関するものでございます。まず、重点事項（案）につきまして、それぞれ分野別に整理してみたものでございますが、9つに分けております。それぞれ書いてございますが、1つ目が子ども・子育て、2つ目が街づくりや土地・施設の有効活用、3つ目が医療・福祉、4つ目がマイナンバー、5つ目が消防・災害対策等、6つ目が技術の活用、7つ目が公園の利活用、8つ目が地域交通、9つ目がその他の各分野ということで、右側に重点事項数と重点番号、該当ページを記載しております。

こちらにつきましては、これまでもいろいろと御指摘をいただいたところでございまし

て、極力、幅広く重点事項として拾うという形にいたしております。本日の御意見も踏まえた上で、提案募集専門部会で御議論していただくということで考えているところでございます。

それでは、中身につきまして、51事項ございますので、順次、簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

まず、9ページ、1番は、幼保連携型認定こども園の保育教諭の経過措置についてでございます。平成31年度までとされております保育教諭となることができる者の経過措置で、本来は保育士と幼稚園教諭免許の両方が必要でございますが、平成31年度末までは片方だけでよいというものの延長に関するものでございます。

2番は、幼稚園型の一時預かり事業について職員の配置基準の資格要件の緩和、一時預かり事業を行う者についても、幼稚園免許更新の受講対象、これは現在なっていないということでございますが、それに加えるということの内容とするものでございます。

10ページ、3番は、児童養護施設に配置すべき職員の数、その扱いでございまして、現在は児童指導員、保育士となっておりますが、それに幼稚園教諭を含めることができるよう見直しを求めるものでございます。

4番は、28年、29年のフォローアップ事項でございますが、放課後児童クラブに係る従うべき基準等の見直しでございます。前回、2月の会議でお諮りさせていただきましたが、先行して提案募集検討専門部会で議論を始めさせていただいております。これにつきましては、後ほど出てまいります資料7で状況を記載しております。

11ページ、5番は、3歳未満の児童を受け入れます家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直しでございます。2つございまして、1つ目は、連携施設の経過措置につきまして、猶予期間であります平成31年度末までの期間を延長するというもの、2つ目は、家庭的保育事業の卒園後の受け皿となる連携施設につきまして、認可外保育施設などを追加するものでございます。

6番は、放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直しという提案でございます。

12ページ、7番は、沖縄市からの提案でございまして、原則として3歳未満のお子さんを対象とする保育所型事業所内保育事業につきまして、3歳から5歳までの児童の受け入れも可能とするという提案でございます。

8番は、共同保育日の実施可能日の拡大でございます。現在、利用児童が少ない土曜日につきましては、複数保育所の児童の共同保育がされておりますが、その対象につきまして、お盆や年末年始などにおいても可能とするというものでございます。

13ページの9番は、療育手帳の交付決定権限につきまして、都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲という提案でございます。

10番は、保育士等の処遇改善につきまして、国における制約を見直して地方の判断で可能となるようにという御提案でございます。

14ページ、11番は、児童手当から学校給食費の特別徴収、天引きと言われているものでございますが、それができないかというものでございます。

12番は、育児休業等の期間の延長に係る手続の見直しでございます。保育所に入れない場合など2年まで延長することができるわけでございますが、その場合の手続の見直しでございます。

15ページからは、街づくりや土地・施設の有効活用に関係でございます。13番は、農地の借り入れ、集約して貸し出すための農地中間管理事業ができておりますが、その制度の見直しの関係でございます。4つございますが、1つ目は農地を集めるあるいは集めた農地を配分するという計画の簡素化・迅速化でございます。そのほか、農地中間管理権につきまして、関係者の合意がある場合に延長可能とする、あるいは単純な業務委託につきまして、都道府県知事承認を廃止できるようにするという提案でございます。

16ページ、14番は、期間が長期にわたりまして社会情勢が変化する場合もございまして土地改良事業につきまして、受益者の変更要件などの明確化の提案でございます。

15番は、町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止でございます。26年フォローアップ案件でございます。市までは都市計画について都道府県の同意は現状、必要ないということになっておりますが、町村についても同様の扱いにするというものでありまして、この提案につきましては、本年度に結論を出すことを考えているところでございます。

16番は、公立社会教育施設につきまして、地方公共団体の選択によりまして、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とするという見直しでございます。昨年、文化財の保護事業について提案がありましたが、その残りでございます。社会教育施設の関係でございます。こちらにつきましては、30年の提案もございましたが、26年、29年のフォローアップ案件というものでございます。博物館、図書館、公民館などの社会教育施設につきまして、観光分野や街づくり分野と一体的に所管ができるようにする、そういうものでございます。米印で書いておりますが、ここに記載してありますとおり、既に2月から29年対応方針を踏まえまして、文科省の中央教育審議会生涯学習分科会のワーキンググループで議論がされております。その結果を踏まえまして、生涯学習分科会で議論がされているという検討状況でございます。

17番は、指定管理者制度の対象施設の見直しでございます。学校給食センターなどを指定管理者制度の対象にするという提案でございます。

18番は、公立大学法人の土地等についての第三者貸付要件の見直しでございます。既に国立大学法人については措置されているものにつきまして、同様の取り扱いにするというものでございます。

19番は、火葬場の設置・運営の広域化、官民連携のための見直しの提案でございます。

20ページ、20番は、マイナンバーの交付事務の見直しでございます。マイナンバーカードを受け取るには、現在、一度は市区町村の窓口に来ていただくことが必要でございます。これにつきまして、郵便局の職員ができれば利便性が増すのではないかと御提案

でございます。

21ページからは医療・福祉の関係でございます。21番は、介護認定の調査事務につきまして、委託する際の職員の資格要件の緩和でございます。介護認定の訪問調査につきまして、委託する場合は、その担当者に介護支援専門員、ケアマネージャーの資格が必要でございます。ただ、市区町村の職員という場合にはそういった制限がないということで、そこらについて見直すというものでございます。

22番は、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所の指定方法の見直しでございます。現在、市町村ごとに指定が必要となっておりますが、市町村併せて一括申請、指定ができないかという御提案でございます。

22ページ、23番は、重度訪問介護の訪問先の見直しでございます。重度障害者の方が在宅就労している場合に重度訪問介護サービスを受けられないということで、それを見直すものでございます。

24番は、介護保険における施設設定に係る住所地特例の見直しでございます。

23ページ、25番は、介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸し付けの対象施設の見直しでございます。介護施設の整備のために未利用国有地を借りる場合、貸付料の減額、10年50%が可能となっておりますが、その減額の対象施設につきまして、介護老人保健施設、看護小規模多機能型事業所といったものを加えてほしいという提案でございます。

26番は、へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の見直しでございます。薬局の管理者たる薬剤師の兼務の要件が限られているということでございまして、例えばへき地などで週2回、医院が開設するという場合に、その日に合わせまして薬局を開局したいといった場合であっても兼務が認められていないということでございます。そうしますと薬局として採算が成り立たない事情があるということで、そういったものを何とかできないかという御提案でございます。

24ページ、27番は、トクホなどの食品の特別用途表示の許可申請につきまして、実質審査が消費者庁で行われておりますが、都道府県経由事務になっているということで、これを廃止できないかというものでございます。

25ページは、マイナンバーの関係でございます。28番がマイナンバーの情報連携項目の追加でございます。

26ページもマイナンバーの関係でございます。29番は、証明書の再発行の際、マイナンバー記入が不要な場合があるのではないかとということで、その廃止の提案でございます。

27ページ、30番は、マイナンバー利用と個人情報保護の両立でございます。例えば住民票を取得するときに、マイナンバー入りとマイナンバーなしというものがあるわけですが、住民票を代理人が請求してきた場合に、請求者本人宛てに郵便等で送付することが行政事務の負担となっていることがございます。そういったことも踏まえまして、マイナンバー入りの住民票につきまして、どういう場面で必要なのかといったことについて制度的な位置づけを明確にしてほしいというものが一つでございます。



あるいは、死亡保険金の受取時、故人のマイナンバーを記載するという形になっておりますが、わからない場合も当然でございます。そういった場合につきましては、記載しなくても保険会社に関係書類を提出できるといったことを明確化することを内容とするものでございます。

28ページは、消防・災害対策の事項でございますが、31番は、地方公共団体が実施します災害時飛行を目的とする無人飛行機（ドローン）の飛行訓練時の規制の見直しでございます。ドローンの災害時の飛行につきましては、許可不要でございますが、そのための飛行訓練、飛行経験を積もうと思いますと、人口集中地域の場合、屋内などは別としまして、外で行う場合には許可が必要となるということでございます。そうしたことで地方公共団体が災害対応目的に訓練を実施する場合につきましては、飛行訓練、経験について安全上の措置などを講じました上で、許可を得なくても実施可能とできないかという御提案でございます。

32番は、災害救助法に基づきます借上型応急仮設住宅の供与の関係でございまして、家賃を一部負担する仕組みを導入できないかという御提案でございます。

29ページ、33番は、災害援護資金の貸付制度の見直しでございます。29年でも利率の提案がございました。それについては法律改正をしておりますが、本年また出てきたということでございまして、内容は2つでございます。

1つ目は、現在、貸し付けに当たりまして保証人が必要となっておりますが、保証人はなかなか難しいということで、保証会社の活用などをしてもいいのではないかとということでございます。また、併せまして、返済能力に応じた貸付限度額を設けることで被災者が無理なく返済できるような仕組みにできないかというものでございます。

2つ目は、償還につきまして、仕組み上、1年または半年賦、そういった形の支払いになっておりますが、実際、支払う側の都合も考えますと月払いも選択できないかというものでございます。

34番は、産業廃棄物処理施設の設置者におきます特例の対象となる一般廃棄物及び処理施設につきまして、非常災害や行政代執行などで発生したものについて拡大できないかという内容のものでございます。

30ページ、35番は、消防団員等が消防車両を運転する際の特例制度の創設でございます。道路交通法が改正されまして、準中型免許が設けられております。普通免許だけしか持っていない場合、運転できる車両の範囲が3.5トンになっております。そういったことも踏まえまして、消防団員が消防車両を運転できるように、地域の消防学校等で運転に必要な講習を受けられるようにすることが一つ、そのほか、自衛隊の自動車訓練所で緊急自動車の運転などもできるようにできないかというものでございます。

以下、31ページからが技術の活用についてのものでございます。36番は、地方自治体の収入の方法につきまして電子マネーを使えないかというものでございます。

32ページ、37番は、搭乗型移動支援ロボットと書いておりますが、具体的にはセグウェイ

イにつきまして、訪日外国人の方が公道で走行できるように運転免許要件の明確化をしてもらえないかというものでございます。

38番は、高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施と書いてありますが、例えば中山間地域の高校で物理や数Ⅲといった授業がそもそも設定されていないこともあるということも踏まえまして、随時、講義を視聴できるオンデマンド型の遠隔教育を拡大できないかという御提案でございます。

34ページは、国定公園、国立公園の関係でございます。39番は、国定公園に指定される前に存在する建築物の許可基準につきまして、取り壊しを行った場合につきましては、期間を経ても同じ場所に同程度以下の建築物を建てる場合については基準を見直してほしいというものです。

40番は、国立公園内の民間の保養所などにつきまして、公園事業として位置づける要件の明確化を求めるほか、その許可権限につきまして、都道府県知事に移譲してほしいという内容でございます。

35ページは、地域交通の関係でございます。41番は、鉄道やバス事業の輸送実績報告などの提出先は現在、国になっておりますが、それにつきまして、都道府県が希望します場合は、地域の公共交通網の維持という観点から必要な施策を行うために都道府県に変更できないかという御提案でございます。

36ページ、42番は、自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手続・要件の見直しでございます。現在、少量貨物の運送を行う場合につきましては、管内の貨物運送事業者の同意を得まして、地方運輸局長の許可を得る取り扱いになっておりますが、見直しを求めるといってございまして。

43番は、市街化調整区域におきまして、現在の路線運行のバスにおける取り扱いと同様に、区域運行のバスにつきましても、事業のための施設、例えば事業所あるいは駐車場、そういったものにつきまして、開発許可を得なくても設置が可能となるようにしてほしいという御提案でございます。

37ページ、44番以下がその他の各分野の提案でございます。44番は、2つ以上の都道府県に事業所がある登録電気工事業者は経済産業大臣の登録を受けることになっておりますが、これにつきまして、都道府県知事が危険等防止命令を出すことができるようにしてほしいという御提案でございます。

38ページ、45番は、29年フォローアップ案件でございまして、建設業許可申請は都道府県経由事務になっておりますが、それを廃止してほしいというものでございます。

46番は、教員免許に係る制度の見直しでございます。教員免許につきましては、平成21年4月から10年の免許更新制が導入されております。21年以降の新免許以前に得ておりました旧免許につきましては、更新制ではなく講習を受けるという仕組みになっておりまして、提案は2つございます。

1つ目が、旧免許と新免許で別の科目の免許を追加取得した場合の講習期限などの延長

の取り扱いが異なっており、それを改めるという提案でございます。制度が複雑になって制度の誤認による失効といったものを防ぐという内容の提案でございます。

2つ目が、旧免許状につきましては、複数の免許を有している場合に有効期間の把握ができず、有効期間が記載されていないということでございまして、免許状の集約化などできないかという御提案でございます。

39ページ、47番は、旅券発給事務の関係でございます。旅券発給事務につきまして、事務処理特例で市町村が行っております場合に、都道府県の証紙が廃止されてしまいますと、旅券発給事務の手数料につきまして、歳入歳出外現金という取り扱いになるということでございます。その徴収につきまして、私人への委託ができないという仕組みになっておりまして、市町村の職員が直接、取り扱いをしなければいけないという問題が出てまいります。それにつきまして見直しを求めるというものでございます。

48番は、建築士審査会の委員任期の条例委任でございまして、法律で2年とされておるものにつきまして、条例委任ができないかというものでございます。

40ページ、49番は、指定都市における人事委員会の必置の見直しで、公平委員会との選択制にできないかということでございます。

50番は、海区漁業調整委員会の補欠選挙の見直しということで、公選委員に1人でも欠員が生じた場合に補欠選挙を行わなければならないとなっております。他の議会議員選挙などと同様に、一定数生じた場合にとりかき改められないかという御提案でございます。

41ページ、51番は、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化でございます。普通交付税、決算統計、財政健全化判断比率の各調査がなされておりますが、実際、システムが異なっている関係で入力や転記作業といったものが事務負担になっているということでございまして、御提案としては、一元化された電子調査表システムを構築してほしいというものでございます。

次の42ページ、資料7「放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討状況」でございます。先ほど申し上げましたが、前回、2月の会議でお諮りしまして、先行して専門部会で議論を始めていただいております。また、後ほど、小早川座長代理が部会の構成員でもいらっしゃいますので、お話があるかと思っておりますので、簡潔に申し上げますと、2月と5月に厚生労働省に御出席いただき、また、5月につきましては、地方三団体からも御出席いただいたということでございまして、厚生労働省も、現状におきましては、さらに幅広く検討していきたいということになっている状況でございます。

43ページは、参考資料でございます。放課後児童クラブ関係の提案団体は、もともとは全国知事会、全国市長会、全国町村会の3団体であります。29年の対応方針におきまして「参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と記載しているという御紹介でございます。

次、重点事項から離れまして、44ページ、資料8です。51事項を重点テーマとして選定

することをお諮りしているところをごさいます、それ以外の提案につきましても、今後、各府省と調整していくわけをごさいます、案件の一つ一つは細かい内容をごさいます、部会で御議論いただくようなものでなくても行政事務の効率化・迅速化の観点から切実な提案も出ているということをごさいます、このようなものについては重要なテーマと位置づけて実務レベルで対応してまいりたいと考えております。

30年の提案としてどのようなものがあるかということで典型的に7つほど挙げてあります。例えば、いろいろな計画をごさいます、その軽易な変更につきましても、同意・協議を見直してほしいという提案です。それから、いろいろ国から調査をごさいます、市町村への調査項目・方法の見直し、書類様式の組織の長の職氏名記載の省略、添付書類の簡素化などといったものをごさいます。このようなものにつきましても、実務に即して効率化できるのではないかと、あるいは国・地方を通じて働き方改革につながっていくのではないかと、30年提案として出されたものにつきましても、各提案について調整、検討を行ってまいりたいと事務局としては考えているところをごさいます。

資料9以下は、その他の事項につきましても、検討区分ごとの整理をいたしたものでございます。

資料9が、予算編成過程での検討を求める提案としまして、例示として3つほど挙げております。例えば、神戸市の提案を御覧いただきますと、補助対象となる老人クラブの会員数が30人以上となっておりますが、これについて緩和してほしいという御提案でございます。こちらにつきましては、予算と併せて議論しないと結果につながらないものでございますので、これら予算編成過程での検討を求める提案につきましては、年末にかけての予算の中で議論していただくことを予定しているものでございます。

46ページ以降が資料10でございます。こちらは、提案団体から改めて支障事例などが具体的に示された場合に調整の対象となる提案でございます。提案対象となっておりますが、現時点では調整の対象に入っていないというものでございまして、大まかに2つのカテゴリーに分けております。

①が最近の閣議決定で見直しが決定されているもの、あるいは方針や方向性が決定済みのものでございます。例えば、1番の保安林に関する事務の権限移譲の提案ですが、平成26年の対応方針におきまして、方針を決定済みということをごさいます、それを踏まえて新たに問題が生じたということであれば提案として対応していくというふうに考えております。

2番と3番につきましても同様をごさいます、2番が構造改革特区、3番が過去の提案募集で検討、議論されているというものでございます。

47ページ、②は支障事例が具体的にないものということをごさいます、そのままでは各府省との調整が難しいものでございます。例えば4番は自然公園法の関係をごさいます、自治体がデジタル防災行政無線設備を設置する際の基準緩和の提案でございますが、実際、御提案いただいている団体におきましては無線設備の設置が完了してい

るということをごさいますして、支障が具体的に示されていないというものでございませう。事前相談の段階では議論にふさわしい支障の整理ができなかつたものでございませうが、今後、来年以降も含めまして、具体的な支障の整理あるいは新しい事情が生じたということがございませうれば、調整のプロセスに入り得るといふ位置づけのものと考えているものでございませう。

こういった関係もございませうして、昨年からお示ししておりますのが48ページの資料11「再チャレンジ提案」でございませう。過去の提案で実現できなかつたものにつきましても、状況の変化に応じまして提案内容を工夫するなどして、再度、提案としてチャレンジできるものがあるのではないかといいことで整理したものでございませう。

1番、2番、3番が家庭的保育事業の関係、4番が電気工事業の関係でございませうして、いずれも先ほど御説明させていただきました重点事項の中に入っております。過去において一旦は実現できなかつたものでございませうが、そういったものについても再チャレンジできるということを取り組んでまいりたいと考えているところでございませう。

49ページ、資料12は、提案募集の対象外とせざるを得なかつたものでございませう。例えば1番の水素ステーション耐圧部品等材料の対象範囲拡大でございませうが、こちらは民間事業者と同様の規制でございませうして、対象外となっております。ただ一方で、規制改革の対象となり得るのではないかといいことでございませうして、内閣府の規制改革ホットラインを紹介しているといふことでございませう。2番の太陽光発電施設の関係についても同様の取り扱いのものでございませう。

以上が検討区分別に整理いたしました資料でございませう。

提案全体につきましても整理したものにつきましてもは、分厚くて恐縮でございませうが、後ろのほうに参考資料1でお付けしておりますので、後ほどお時間があるときに御覧いただければと思っております。

この資料に戻りまして、50ページ、資料13「事前相談がなされたものの、提案に至らなかつた案件の概況」でございませう。円グラフで整理しているものでございませうが、多かつたのが右上2つでございませうして「現行制度で対応可能であることが明らか」が22%、「地方公共団体側の調整が困難」が22%で、これで44%程度となっております。それ以外に、具体的な支障が不明なものなど、いろいろな項目が続くことになっております。これらにつきましてもは、事前相談がございませうしましたが、その後、自治体として提案するのが難しいと判断されて具体の提案として出てこなかつたものでございませう。

このうち、現行制度で対応可能であることが明らかといふものにつきましてもは、ある意味、事前相談が役に立ったといふものでございませうが、それ以外の項目については提案に至らなかつたといふことでございませうるので、整備しております各年の提案のデータベースの活用などを通じまして、提案団体での検討が効果的に進められるよう図っていくことが重要であると考えているところでございませう。

説明が長くなって恐縮でございませうが、資料14、51ページからでございませう。こちらに

つきましては、フォローアップというものでございまして、Ⅰは、過去、平成26年から29年対応方針におきまして、29年あるいは29年度中に結論を得るとされているものでございます。51ページに書いておりますのは平成26年対応方針に係るもので、介護保険料の特別徴収対象年金の関係でございまして、対応方針を踏まえた措置が講じられたものでございます。

次のページ、その次のページは27年の関係で、2項目ございます。

さらに、54ページから59ページまで、28年対応方針の関係でございまして、こちらは全部で7項目ございます。例えば54ページの4番、サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直しは、29年のフォローアップの重点という位置づけのものでございました。対応方針を踏まえまして、平成30年度中に省令改正をして措置するというところで、実現することになっております。

飛びまして、60ページからが29年対応方針で記載された事項のフォローアップの関係で、11番から29番までの19項目ほどございます。対応方針を踏まえまして、基本的に措置がなされているということでございますが、そのうち主なものを御紹介させていただきますと、62ページの13番、保育所の関係でございます。居室面積特例で、29年のフォローアップの重点でございます。対応方針を踏まえまして、いろいろと書いてありますが、保育所の特例が対象となる地域の地価につきまして、従来三大都市圏の平均でありましたものを三大都市圏のうち最も地価が低い、具体的には名古屋圏でございまして、そういった基準にすることに改める。あるいは特例は期限が設けられておりましたが、3年間延長するというところで、所要の措置がなされたところでございます。

もう一点御紹介させていただきます。66ページ、19番、無料低額宿泊事業でございます。こちら29年の提案でございましたが、無料低額宿泊事業の届け出を許認可制に変更するというものでした。これにつきましても、対応方針を踏まえまして、事前届け出制に改めるということで、厚生労働省から法案が提出されまして、法律改正が成立しているところでございます。

75ページ、Ⅱは、平成26年から29年の対応方針におきまして、平成30年または30年度以降に結論を得るとされたもの、それらのうち既に結論を得られたものを記載しております。全部で5件ございます。例えば78ページを御覧いただきますと、29年の重点事項となっております4番の駅前広場等における立体道路制度の道路適用条件の緩和でございます。現在の対応状況の概要のところを書いてありますが、こちら法律案が提出され、既に4月に成立している状況になっております。

長い説明で、また駆け足になって恐縮でございまして、事務局からの説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

平成30年の地方からの提案状況等々について御説明いただいた上で、今後の検討の進め方について御提案をいただきました。

冒頭に申し上げましたけれども、提案募集検討専門部会の高橋部会長が本日御欠席でございますので、座長代理の小早川構成員から、今回の地方からの提案等に関して補足的な御発言を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

(小早川座長代理) それでは、今、神野座長からお話のような事情で、私、小早川から若干のコメントをさせていただきます。

事務局から詳細な説明がございましたが、本年は提案募集の5年目となりまして、本年の提案募集におきまして、地方から昨年とほぼ同程度の319件の提案をいただきました。

中で目立ちますのが市町村からの提案でございます。市区町村の提案団体数、提案件数、ともに過去最多となっております。特に提案団体数につきましては、市町村における共同提案の増加などもございまして、大きく増加しています。従来から市町村の動向が一つ課題であると考えられておりましたが、提案の取組の広がりがこういう形で拡大していているものと受けとめております。

提案の内容としましては、先ほど詳しい紹介がありましたが、昨年と同様、子育てや介護の関係、土地や施設の有効活用関係、災害対策に関するもの、そういったものをはじめとしまして、非常に幅広い分野の提案が寄せられております。こうしたことは地方の現場で解決が待たれている多くの課題があるということであると改めて認識した次第であります。

また、平成29年の対応方針を踏まえまして、放課後児童クラブの関係の動きがございました。先ほど事務局からも触れられましたが、2月19日及び5月11日に提案募集検討専門部会を開催しまして、厚生労働省からの出席を得て審議を行いました。

このうち2月19日に開催しました第70回の専門部会では、従うべき基準に関する見直しの方向性につきまして、厚生労働省からのヒアリング及び意見交換を行いまして、そこでは、次回の専門部会に向け、厚生労働省が内閣府と共同で地方公共団体の実態調査を行うという旨の説明を受けたところであります。

その後の5月11日に開催されました第71回の専門部会におきましては、地方三団体からは、全国知事会より尾崎高知県知事、全国市長会からは三好江別市長、全国町村会からは村上蔵王町長にお越しいただきまして、従うべき基準によって生じている支障についての御説明をいただきました。それとともに、厚生労働省からは地方公共団体の実態調査の結果についての報告を受けたところであります。この会のこれに続く意見交換の中で、厚生労働省からは調査の結果を踏まえて放課後児童クラブの基準のあり方については幅広く検討したいとの説明がございました。

次回の会合は、事務局を通じて調整の上、開催する予定にしております。これが放課後児童クラブの関係でございます。

提案募集検討専門部会としましては、本年も充実した審議に努め、地方からの提案の最大限の実現に向けて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。今後の検討でもまた御厄介になると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま事務局から御説明いただきましたこと、それから今、小早川座長代理から、今回の提案募集状況や、とりわけ放課後児童クラブ関係についての進行状況等々御説明いただいておりますが、今後の検討の進め方を含めて、御質問、御意見を頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。どうぞ、御遠慮なく、後藤議員。

(後藤議員) 全く本質的な質問でなくて恐縮なのですが、20ページの20番の「郵便局員による本人確認とマイナンバーカード交付事務に関する見直し」が「2. 街づくりや土地・施設の有効活用について」というところに入っているのはちょっと違和感がございます。25ページにマイナンバーという項目があるのですが、そちらのほうが素直ではないかと思いました。

(加瀬次長) それ自体マイナンバーカードということもございませうし、一方で、郵便局の活用という点もあるということでこういった分類をしてみたということでございませう。ただ、この分類自体は、とりあえず事務局で整理したもので、また検討しまして、その整理も含めまして考えてみたいと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

(太田議員) 豊田市長の太田でございます。

まず、大臣、副大臣、本日はありがとうございます。日ごろ地方創生・分権に向けて御指導を賜っておりますことに感謝申し上げます。

また、小早川座長代理を初め、専門部会の皆さんには、地方の声を応援していただき、ありがとうございます。

私からは10ページの放課後児童クラブに関係したことなのですが、豊田市も今回、また個別案件でこれに関連したことを挙げています。個々の自治体が持っている知見や知識というのは極めて限定的で、それに比べて国は総括的に知見、知識、いずれもお持ちで、それに基づいて示されているのが従うべき基準だというふうに私は認識しております。ですので、ある意味、自治体が運営していく上では最低基準が示されたのだというふうに、最低基準をクリアしなければいけないというのが従うべき基準だという受けとめをしています。

そう思ったときに、この概要欄ですが、何々の確保が困難、こういう運営することが困難、つまり最低基準をクリアすることが困難、だから基準を下げてほしいというこの構図がどうしても市民の皆さんや議会に対して説明がしづらいのです。いろいろな知見や知識を踏まえて国が示しているにもかかわらず、できないから基準を下げてもらおう、それが市民の皆さんの納得を得られるのかというのが正直なところでございませう。でも、現実論としてお願いをせざるを得ないから、こういう動きをいずれの自治体もさせていただいています。



ちょっと見方を変えますと、昨今の女性活躍、女性の社会進出をもっと進めよう、あるいは幼児教育の無償化の話も出てまいりました。この放課後児童クラブもますますニーズが高まるばかりでございます。そういうときに、冒頭出た認定こども園の保育士の資格、幼稚園教諭の資格、ああいうものもやはり絡むと思うのですが、従前から問題になっている幼稚園・保育園のあり方のようなことも含めて、つまり、これからの人口減少、少子化、女性活躍、いろいろなことを捉えたときの旧来の制度を前提とした積み上げのやり方というのがそもそもうまくいかないのではないか、そういう意見を私は持っております。

今回、豊田市も個別案件で放課後児童クラブ絡みで出しているのですが、個別でやっていくうちに、またこれも、またこれもというやり方がこの先あるのかなという感じがしてならないという意見が一点です。

もう一点は、これは申し訳ないと思っています。27ページのマイナンバー利用について、自治体がいろいろな仕事をする中でマイナンバーをどう活用するのかということは当初の段階で意見を言う場が多分設けられたと思いますし、もっと積極的に自治体側も言わなければいけなかったと思うのですが、実はそういう機会を逃して、具体的に仕事を進める中で、これもマイナンバーに関連づける、紐づけができるということに気づく、気づくたびにこうやって豊田市も要望としてお願いしているような状況なのです。本当に申し訳ないのですが、国の側にも個別案件ごとに相談に乗っていただくしかないかなと思っておりまして、これはお詫びかたがた、お願いということなのです。

2点について発言させていただきました。

(神野座長) ありがとうございます。

今後の検討内容にもかかわりますが、この段階で事務局から何かコメントしていただく点があれば。

(大村次長) 次長の次長でございます。

1つ目の従うべき基準は、一つの例として市長さんからお話があったと思いますが、今回、特に福祉の関係で提案の1番から、5番、6番を超えたところまで出ているのは、基本的に人手不足、特に専門人材の不足ということが提案にかなり共通するものとしてあると考えております。その典型例が昨年来フォローアップ案件として提案募集検討専門部会でも議論していただいている放課後児童クラブといったようなものではないかと思っております。

個々にいろいろな支障があった場合にそれに対応するという観点では、厚生労働省も非常に誠実に対応していただきまして、その都度、支障を解消していただいておりますが、一つ一つその都度解消するのはなかなか難しい点もあるということで、緩和というよりも自治体の判断の自由度を広げることによって現場の支障が解消できないかということで、できるだけ参酌化ということが今回の議論の俎上に上がったのではないかと考えています。そういう意味で、一つ一つの従うべき基準については、そういった形でできるだけ支障をまとめて議論できるようなことを工夫しているということでございます。

もう一つ、いろいろな従うべき基準があることを全体として議論できないかという観点の御質問かと思えます。後にある平井知事からのペーパーにもそういった点が出ていると思えますが、これは委員会勧告方式の中でやれば、ある意味、投網をかけて、制度のあり方からして全体をまずあるべき論から議論していくということも可能かもしれませんが、今、どちらかという提案募集方式でありますので、地方からの具体的な支障に基づいて各府省と議論していくという方式をとっております。その中でいきますと、全体を議論するとしても、やはり具体の支障というものに基づいて各府省と調整、議論していくものですから、その意味で、今回もそういったことは全体として一つ一つということがあって、従うべき基準がいろいろと問題になっているということは念頭に置いて私ども対応いたしますし、先生方にもそのような御議論をお願いしたいと思っておりますが、今の段階ではやはり個々の支障に基づいて俎上に上げていくという形で、ある意味、丁寧な議論をしていかざるを得ないのではないかと考えております。

(太田議員) 私も、むしろ厚生労働省が大変だろうと思っているほうなのです。この提案募集の機会が毎年あるたびに個別案件で出されますので、担当の方も多分御苦勞なさっているのではないかと逆に思っています。こういう機会を捉えて総括的に御議論していただけると、むしろ担当の方のストレスも減るのではないかと思っています。

先回、私の発言の中で橋梁・トンネルの点検の話に触れたことがあります。あのケースは、平成24年の笹子トンネルの大惨事を契機にして、あの事故を見て我々もどういう点検をしようかと実は迷っていたのです。そのときに国土交通省がすごくリーダーシップをとられて、5年で全ての橋梁を近接目視でやろうという方針を出していただいた。それで我々も踏ん切りがついて、新しい組織をつくって、5年計画でやることができました。

総括的に方針が出されて、地方も納得さえすれば、迷っていることでもきちんとやっていけるのです。ですので、そういう個別にばらばらと積み上げるのではなくて、包括的にぐっといっただけければ、地方はかえってそちらのほうが動きをとりやすいと私は思っています。そのときに、現実と余り乖離のない包括的な示し方をしていただければ結構うまくいくのではないかと思っています。何しろどこの自治体でも女性の活躍は望んでいますし、少子化の中でいかに子どもにとっていい環境をつくっていくかということはどこの自治体でも思っていますので、その思いは共通だと思います。

(大村次長) 御指摘の点は重々私ども理解いたしておりますので、いずれにしても、根っこに個々の支障がある中での議論ということはございしますが、地方三団体からもいろいろな幅広い御意見をいただいておりますし、今後とも、個々の点はありますが、なるべくテーマ性を持たせて議論するとか、なるべく横串を入れていくとか、そういう点は念頭に置きながら意識して対応していきたいと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございますか。どうぞ。

(石橋議員) 邑南町長の石橋でございます。

全国町村会を代表して出ているわけでありますが、まずもって梶山大臣、田中副大臣、長坂政務官には、本当にさまざまなことで地方あるいは町村に対しての御支援にお礼を申し上げたいと思っております。

また、この問題につきましても、神野座長、小早川座長代理を初め、皆さん方には大変精力的に取り組んでいただきまして、町村会を代表してお礼を申し上げたいと思っております。

冒頭、事務局からも町村からの提案が増えているというお話がありました。ちなみに、申し上げますと、平成27年からスタートしたわけですが、このときは町村からの提案が7件しかなかった。これが翌年には16件に増え、去年は21件、今年には44件の提案があったということで、確かに昨年からいうと倍増しているわけでございます。そういう中でも、町村の捉え方というのはまだハードルが高いとか、認識が不足しているとかいうこともあるかと思っておりますので、私ども町村会もこの問題については真剣に取り組まなければならないという思いでいっぱいでございます。

その中で2点について感想を申し上げたいと思っております。

一つは、豊田市の太田市長さんからお話ございましたように、放課後児童クラブの問題です。平成30年度には結論を得るといって書かれておりますので、大変ありがたいと思っております。背景には確かに人材不足ということがあるわけですが、全国のほとんどの町村というのは、人口を取り戻そうということで子育てに対して大変力を入れている。その中の一つの大きなメニューというか、受け皿としてこの放課後児童クラブがあるわけですね。小さな町村でも、従うべき基準について問題があって、受け入れが困難な状況にあるわけですね。

私どもの邑南町でも働くお母さんが大変多いわけですが、定員がいっぱいで、それを広げることができないので、預けたくても預けられないという実情があって、これが日本一の子育て村を目指す邑南町かなというところを私も大変懸念しているわけですね。ここは、おっしゃったように、自治体の自由度をいかに広げるかということを一に考えていただいて、それぞれの地域で実情に合ったようなやり方というのが一番いいと思っておりますので、地域の実情をぜひ調査していただいて、安全性の担保というものはあるかもしれませんけれども、そこはしっかり議論しながら担保して、参酌基準をどう考えるかということをぜひやっていただきたいと思っております。

私は、全国の町村それぞれ地域の力というのがだんだんついてきているのだろうと思っております。私も首長ですが、地域の力を高め、それを信じ、その力をまちづくりの中心として行っていくということが今後とも大事なのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう一つは、特に過疎地域、中山間地域の大きな課題になっております交通弱者の問題です。これも今回の提案に上がっているわけでありますが、36ページの42番、43番の地域

の実情に応じたコミュニティーバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築等々であります。そういったさまざまな区域運行バス等との兼ね合い、規制とかいうのがいろいろありまして、なかなか地域に合ったような交通体系をとることが難しい実情もあります。そのために、赤字であってもバスを走らせなければいけないような問題があります。そうではなくて、やはり地域に合ったようなコミュニティーバス、タクシー運行、有償運送とか、そういったものを細かくやっつけていかないと、この交通弱者の問題は解決できないと思っていますので、コミュニティーの交通の問題についてもぜひ見直しをいただいて、解決に向け前進するようによろしくお願ひしたいと思っています。要望として申し上げたいと思っています。

(神野座長) ありがとうございます。

何かコメントがあれば、事務局のほうからよろしいですか。

(大村次長) ありがとうございます。後段の交通弱者は、昨年、地域交通部会が一回ありましたが、またいろいろな御提案なり課題については、地方三団体において重点を置かれていることは私どもも理解しておりますので、積極的に対応したいと思っています。

それから、先ほど豊田市長からも御指摘があった前段の放課後児童クラブは、議論して一番悩みますのは、規制緩和というのは、まさに町長が言われたように、判断の自由度を自治体で高めていただくための見直しでありまして、実際、厚生労働省の基準を緩めるというよりも、むしろ実際には基準を上乗せしているような団体のほうが多いぐらいであります。かなり安全性などを含めて応えているということが事実としてあると思います。その辺の認識というか、信頼関係というものが十分広まっていないという点もあると思いますので、放課後児童クラブが一つの例になっておりますが、そういった中での議論を通じて、自治体が行政の現場で責任を持って対応していただいているということを方々にいろいろと説明して回っていきたいと思っています。

(神野座長) ありがとうございます。

どうぞ市川議員。

(市川議員) 市川でございます。

平成30年のものがまた始まるわけですが、提案数が増えているということに関しまして、事務局の皆さんの御努力、それから、派遣職員の方が30名弱もいらっしゃるのですけれども、本当に皆さんの御努力がこういう数字にあらわれてきていると思います。特に事前相談も増えているという意味では、相談より以前にももっといろいろな御質問等が来ていると想像いたしております。

今年の特徴の中で共同提案の数がすごく増えているという点も、この提案募集のあり方が相当浸透してきていると感じております。特に都道府県が市町村と一緒に提案されてきているという点に関しては、問題の共有化が地方で図られていることの一つのあらわれではないかということで、大いに評価できると思います。

それから、全体の御議論はこれから関係府省ともヒアリングをしながら進めていかれる

わけですけれども、全体を見た感想なのですが、これからeガバメントも含めて、ITとか新しい技術を使った働き方改革、あるいは合理化、生産性の向上ということが望まれているわけです。例えば教員免許の有効期間が把握できない、そういう話は少し工夫すればできることでもあると思います。

それから、いろいろな問い合わせに関しても、情報の共有化という意味でのITを使った、デジタルを使った提案というのでも検討すべきだと思います。

あと、オンデマンドの授業の話が出ていましたが、まさしく地方で先生の数が少なくなる、生徒の数も減ってくる中で、これをどういうふうにご利用していくかというのは非常に重要な課題だと思いますので、ぜひ今後の問題解決に当たっては、ICTの技術あるいはデジタル化ということも念頭に御検討いただきたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

特にはよろしいですか。建設的な御提案です。

(大村次長) ありがとうございます。

今、市川議員から御指摘いただいた点、特にICTの活用、それ以外にも新技術の活用がありますが、事務の効率化という点で、今回、重点事項とは別にテーマとして掲げているのですけれども、特に市町村を中心に行政事務の効率化・迅速化に関する御提案は多くいただいております。これは、定員がなかなか増えない中でいろいろなお仕事をいただいているものですから、切実なものとして私どもは考えております。ですので、そういう中で、予算の制約もありますが、できるだけ新技術を導入していく、特にICT、情報通信関係をうまく利用して効率化していくということが非常に重要なテーマだと思っていますので、その点も念頭に置いて対応してまいりたいと思っています。

(神野座長) ありがとうございます。

勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。

本年度につきましても、提案募集は、地方自治体の皆様をはじめ、事務局の方々、たくさんの方々にお支えいただいて、これだけ多くの提案を頂戴することができました。団体数もかなり幅広く増えたということで大変心強く思っているところでございます。御提示いただきました原案については賛同しております。

せっかくですので、若干コメントさせていただきます。提案数が増えた点と団体数が増えた点につきましては、先ほど市川議員から御指摘がありましたが、やはり都道府県や県内の市町村が共同で提案に係るアイデアの段階から協力して御検討いただいた成果ではないかと思っています。各地域の特徴というのは地域が共有しているところがございますし、問題も共通しているところが多々あると思います。こういう協力体制の中で改善を考えていく、その上で提案をしてくださるというのは、提案の質としても非常によろしいでしょうし、数も増えるという点で大変喜ばしいことだと思ひまして、感謝申し上げたいと思います。

私は提案募集検討専門部会に入っておりますので、この提案を受けとめて検討する場合、今回、2つほど皆さんの意見を伺って感じております。

1つは、先ほど来議論になりました従うべき基準の点でございます。確かに御指摘のとおり、もう少し横串で見ながら、制度としてどうあるべきかという議論は恐らくしていかなければいけないだろうと思います。ただ、その前段階として、今、実際に従うべき基準を使っていく中でどのような問題が起きているか、個別具体的に把握していく。その上で、法制度で従うべき基準、参酌基準というものをつくるときにはどのようなメルクマールを見ながらやらなければいけないか、今はそのラインをつくるための具体的な作業を重ねている段階だろうと思っております。ですから、一つずつ出てくる支障事例がとても大切で、それを受けながら解決策を探る中で、制度としてどうあるべきか、徐々につくっていくということなのかと思っております。問題意識としては、トータルとしてどうするか考えなければいけないという思いを持ちつつも、具体的な支障の中で積み重ねていくということかなと思っております。

併せて、従うべき基準を緩和するという考え方はどうかというのは、昨年度もその前も議論していて既に悩んでいるところでございます。しかし、いただいた提案を議論する場合に、従うべき基準をどうするかというときには、単純に緩和して、よしであるということは決してございません。あくまでも基準として今、定められている、例えば何らかの数値、人数、資格要件、このようなものをそのまま厳格に維持しなければならないのかどうかを検討する。

地方から今まで出てきているものにつきましては、その資格要件でなくても、例えばこの資格要件で人数を増やせば同じ質はクリアできるのではないか、質を落とさずにいかに地域の人材を使って効果を上げていくか、こういう議論でございますので、地域によって、人材がないから、対応できないから基準を緩和するみたいな形になると、問題の議論の質としては違うと思います。部会で検討する場合にも、純粋な緩和ではないということは念のために申し上げさせていただきたいと思っております。それが一つです。

もう一つは、今回、重点事項のメルクマールには挙がっておりませんが、行政事務の効率化・迅速化の観点やはり重要であろうと思っております。今回は44ページのところで挙げられておりますが、自治体は地域の人口減少に直面しておりますし、加えて行財政改革を長らく続けてきておりますので、地方自治体の行政組織は既にかなりスリム化されているところです。その中で対応しなければいけないことがたくさんある、分権も進んできているということでございますから、事務をいかに効率的にすることができると、今回いただいている提案につきましても、事務の効率化・迅速化という観点も踏まえて、よりよい制度設計としてはどうあるべきかも議論できればと思っております。そのためにはニーズをしっかりと受けとめて、私も努めさせていただきたいと思っております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

谷口議員、どうぞ、お待たせしました。

(谷口議員) ありがとうございます。

事務局の皆様、関係府省の皆様、そして先生方、さまざまに今年も検討についての御準備を進めていただき、誠にありがとうございます。

もう既にいろいろな方がおっしゃっていただいているように、大変多くの提案数、そして提案団体数の増加が見られて、まだまだこの動きが普及している段階ということも今回も感謝している次第です。

私からも2点、感じましたことは、先ほど太田議員から御提起がありましたように、この取組の中で多くの件数が上がってくるものが、人に対する公共サービスというのでしょうか、先ほどの従うべき基準をどうするかといった点にかかわってきますが、人に対する福祉や子育てといったものについて、ある資格や人数を設けるとするのは本質的には安全性を重視しているからですね。厚生労働省におかれましては、そういった基準を変えることで安全性が損なわれることや、質や快適さが損なわれることを最も心配していらっしゃる。しかしながら、自治体のほうではそれを維持することが難しい。一方で、住民の側も、そういったニーズが高まり、公共のサービスだからちゃんとやってくれて当たり前だというような意識がどうしてもある。

個別というよりも何か抜本的な枠組みの見直しが必要とすれば、最後の点も必要で、こういう場で検討されていることが毎年同じことが論点になるということは、利用する側、それを欲している住民側も、限られたお金、人材で提供するということの一種の制約を情報やいろいろな知恵の共有によってわかっていたかどうか、いつまでも、公共がやっているからちゃんとやってくれて当たり前だ、児童クラブで怪我したのはそういったことを提供している側の責任なのだ、ちゃんと見てくれなかったからだという議論が続くようでは、意識変革にならないと思います。

その部分を考えようとすると、アプローチが違うかもしれませんが、保険とか、要するに人数が減った中でそういうことをする。そうすると対応する方々も何かあったら全部自分の責任かというふうな恐ろしい状況になるというのもそこをためらわせてしまう要件だと思います。こういったパブリックサービスにかかわる方々の負担を考える上でも、公務員の方の保険なども最近普及していると思いますが、パブリックサービスにかかわる短い活動やイベント、施設、人々であっても、大がかりにたくさん集まれば大きな保険ということも考えられると思いますし、何よりも使う側の意識変革や理解、この限界の状況をわかっていたかどうかのような試みも必要と思いました。

もう一つは、勢一先生もおっしゃったように、支障事例を示されれば検討しますというお話がある場合には、府省の側が基準として設けている数値そのものに全て根拠があるかという一種のパンドラの箱があって、全部がどういうふうなエビデンスでもって基準が証拠づけられるかというと、これまた大変なことであろうと思います。ですから、お互いが確実な支障というのはないかもしれない。自治体もこれをやらないから支障があるかとい

うと、逆に府省もこの基準を外したらどんな具体的な支障があるのかということは、お互い立証が難しいところがあると思います。どちらかというところ、ニーズベースといいたしよるか、財政的あるいは分権的に考えて、大枠進めたほうがいいものに関してはお互い前向きに検討できればいいのかと思いました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

どうぞ。

(小早川座長代理)

先ほど私、発言しましたのは、どっちかというところ専門部会の意見をまとめてということでしたが、構成員の一人としての私の個人的な感想を一言だけ申し上げたいと思います。

最初から言っている話の繰り返しになるのですが、皆様の御発言を伺っていて感を強くしましたのは、まずは、市区町村、特に町村の提案がだんだん増えてきているということですが、さらに、共同提案が増えてきているということ、また、共同提案といっても都道府県と市町村がまとまって提案しているものが多いということです。要するに、地方公共団体相互と一緒に物を考えるという、そういう雰囲気が出てきているのではないかと。口幅ったいようですが、今までそういうことが余りなかったのではないかと。これは、横の関係でも、県と市町村との関係でも、そうでしょう。特に後者がそうなのかもしれませんが、そのような一緒に物を考える場として、この制度が役に立っているのではないかと。思いました。

それは、さらに言えば、地方公共団体と国の各省との間でも言えるかもしれません。従うべき基準から参酌基準へということ、分権サイドからは言っているわけですが、参酌基準というのは、国の側から言えば、自治体をどれだけ信頼できるか、そういう部分が大きいのだと思います。そこで、国の側が安心できるような参酌基準の仕組みやその運用の仕方というのがどのようなことなのか、それについて地方の側から何かを説得的に言えるかということも問題になると思います。そういう意味では、この提案のシステムを通じて、国と地方との間でお互いに何を考えているかを率直に言い合う、問題意識を共有し合うという可能性が徐々に開けてきているのかもしれません、ちょっと楽観的過ぎるかもしれませんが。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) 冒頭、本質的でない質問をしてしまったのですが、私もコメントさせていただきたいと思います。

この有識者会議を神野座長が立ち上げられたときに、最初にミッションをつくったことを記憶しております。そのときに「個性を活かし自立した地方をつくる」を大看板として掲げたわけです。まさにオーダーメイドの街づくりを進めていくということが地方の個性を光らせていく、際立たせていく、そういうことにつながるであろうということで、今



回の提案募集方式などもその流れで検討され、出てきたと思います。

今、小早川先生がおっしゃったように、これが一つのツールとなって、かなり国と公共団体、公共団体の中も水平にネットワークが広がってきているというのは事実だと思いますが、まだ地方の現場の状況がわかりつつあるところで、道半ばなのではないかというふうにも思います。

それはどういうことかということ、もう一つこちらから地方に期待すべきことも提示していく必要があって、特に住民自治を掲げていますが、そこにまだ踏み込めていない。提案募集方式でそれぞれの地域の実情がわかってきて、それに対してオーダーメイドの街づくりができるようなツールをつくっているのですが、それを具体的に運用していくのは地方公共団体だけではなくて、住民をどう巻き込んでやっていくか、そこまで進めて初めて「個性を活かし自立した地方をつくる」というところに至るのではないかと思います。この提案募集方式がかなり実りを上げているということは私自身も重々評価したいと思いますが、それが住民に、国民にどう還元されるのかといったところにそろそろ目を向けていく必要があるのではないかと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございますか。

(梶山内閣府特命担当大臣) 一言だけよろしいですか。

(神野座長) どうぞ。

(梶山内閣府特命担当大臣) 中座いたします。申しわけございません。

今、いろいろと御意見をありがとうございました。特に、太田市長、石橋町長からは、行政の第一線、最前線で活動されている切実な声であったと思っております。従うべき基準、参酌化の話は、人手不足の中でいろいろな課題が起きている。上乘せもあれば緩和する場合もあるという中で、合意形成の難しさを太田議員はおっしゃっているのだと思います。また、後藤先生がおっしゃったような住民自治の観点も含めて、どうあるべきかという議論を進めていただければありがたいと思ってしております。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。うまくまとめいただきました。

(梶山大臣退室)

(神野座長) それでは、ほかに御意見いかがでございますでしょうか。

それでは、当面お計らいしなければならないのはこれからの進め方でございますが、提案募集検討専門部会で検討する重点事項、これは資料5、資料6で示されたものでございます。それに基づいてこれから検討を進めていきたいというふうに提案いただいているわけですが、御意見をお伺いした結果、この問題についておおよそ方向性としては御了解いただいていると思っております。

さらに、先ほどの後藤議員の言葉を使えば、本来、公共サービスというのは、さまざま

な地域ごとに違った生活様式があるのに対して、まるで既製服のような一律の公共サービスではなく、オーダーメイドでそれぞれの地域や生活に合った洋服がつくられるような形で提供するために検討してきているということで、まだこれからも、なるべく住民というか、国民がそうしたことを決定する権限を強めていくような大きな方向性を念頭に置きながら、住民自治というお話がありましたが、個別に本日御提案いただいた上で、もう一度先ほどの街づくりかマイナンバーかというようなことを含めて、事務局と私とでその分類については再度見直しもあり得べしということを一任させていただいた上で、本日御提案いただきました資料5及び資料6に基づいて重点事項をまとめて、今後検討を進めていくことで御承知おきいただいたということによろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議事の「(2) 地方支援の取組について」、これも大村次長から御説明いただければと思います。

(大村次長) それでは、資料15について手短かに説明させていただきます。

地方支援の取組でございますが、これは、先ほどからお話もございましたように、より多くの市町村から提案いただくことが分権改革の今後の推進に非常に必要であるというスタンスに立っております。特にここに書いております3つの点に重点を置いてやっております。1つ目は、理解・相談しやすい入り口の支援、事前相談等です。2つ目は、地方に出向いた取組、3つ目として、担い手である自治体の職員の皆様との連携ということを中心に掛けております。

具体的な取組として、今回は30年に向けて4つの支援ツールということで、昨年来3つの支援ツールと言っていましたが、ハンドブック、事例集、データベース、これに加えて、先生方に御支援いただいている地方分権改革e-ラーニング講座というものをつくって、ネット上で見えるようにしております。2月から始めまして、現在、1,180人が受講していただいております。

それから、全国各地に出向いて行う支援では、まず、研修・ワークショップを全国35カ所で開催しております。1,786人参加とありますが、先ほど後藤議員からお話いただいた住民自治、住民参加という点でいきますと、以前御紹介いたしました郡山市の住民参加のワークショップも出ておりますけれども、こういったものをもっと増やして行って、提案につながるようなことをやっていきたいと思っております。2番目に全国ブロック説明会、3番目にありますように、特に首長さん方や地方の議員の先生方の御参加を求めるような研修もやっております。4番目に個別の意見交換ということで、全国の64府県市区町村を訪問した意見交換をやっております。

こういった結果ですが、①の個別支援の関係では49市町村から御提案いただいているものですか、②の広域団体と連携した支援ということで、こういった取組の中で都道府県と市町村とが連携した形での提案というものも今回増えてきたと思っております。

2ページ目にまとめておりますが、面的な拡大ということで地図にプロットしてござい

す。右側の囲みも見ながら御覧いただければと思いますが、特徴として今回、まず、府や県と連携した新規市町村からの提案が増加しています。先ほど来、御指摘のとおりでございます。緑の丸を地図にプロットした部分が特に多くございまして、今までどちらかというと西日本の市町村からの御提案が多かったのですが、今回、北東北3県など東日本でも御提案を多くいただいているということで、一定の成果が出ております。

2番目に、これまで市町村からの提案のなかった県が8県あったのですが、そのうち7県の市町村、青丸の部分ですが、沖縄県をはじめ、御提案を初めていただいております。

3番目に、提案を行った累計の市区町村数が、去年は増えているとは言いながら、実は全市町村の11~12%ぐらいで約1割だったのですが、今回21.2%と、2割は超えたということでございます。もちろんまだまだ少ないのですが、提案募集方式が5年目になってまいりましたので、だんだんこういった市区町村からの御提案が増えてきたということで、先ほど来御指摘のある、いろいろな大きなテーマを考えていく上でもこういった提案のこれまでのストックというものを大事にしていきたいと思っております。

また、市区町村の提案がこういう形で量的にも、また地域的、面的にも全国的な広がりを持ってまいりましたが、これがさらに、例えば過半の市町村から御提案いただけるようになってくれば、いろいろな大きなテーマの議論においても積み上げなり説得力が出てくると思っておりますので、いずれにしてもこういった努力を続けてまいりたいと思っております。

3ページ目は、私どもとの関係でいろいろな交流の中で提案が出てきたものであります。

①の例は、三重県の菰野町ですが、個別の意見交換の中から提案が出てきたものです。これは自然公園の規制の緩和の事例でございます。

②は、町長さんの研修会の中で御提案いただいた鳥取県の江府町です。町長さん自らいろいろと御提案いただいているものがあります。

③は、愛媛県の砥部町ですが、愛媛県のほうで積極的に研修会をやっていただきまして、その中から提案が出てきたものもございまして。

4ページ目でございます。今回、事前相談をいただいた市町村に御協力いただいて、どういう問題意識の中から提案が出てきたかということアンケート調査しております。2つの質問を出しております。

左側は、どういった取組からこういった分権提案をしようと思ったか、事前相談をしておこうと思ったかということです。分権担当課は各都道府県、市町村に置いていただいているのですが、そういった取りまとめ部署から、こういう仕組みがあるのだけれどもどうかということ、ある意味、気づきをもたらす取組をしていただいたということが一つ大きかったようであります。それから、手前味噌ですが、私どもからのいろいろな訪問、電話、説明会、こういったものも一定の効果があった。そして、やはり首長さんがリーダーシップを発揮していただいたということについては非常に大きかったと思っております。

問2の支障事例の発見であります。どういうところから具体的問題を発見して御提案

いただいているかということです。もちろん首長、上司からの指示もありますし、いろいろな県との関係もありますが、やはり提案募集があるからといって急に考えて出るようなものではなくて、ふだんの業務の中で問題意識として捉えていたということでありまして、日常的に、制度を所与のものとして考えないで、問題があれば見直すことができるのだという意識を持っていただけるかどうかということが非常に大きいと思っております。こういった点については、引き続き、そういった意識を持っていただけるような形で私どもも何かお手伝いできればと思っております。

5 ページ目は情報発信という点でございます。これは従来からやっております。自治体職員の方が主になりますが、なるべく国民全体に向けての広報ということを平成26年の総括と展望のときから言われておりますので、これは意識しておりまして、ホームページをパソコン画面だけではなくて、皆さんスマホを使いますので、スマホの画面で見やすいような形でアクセシビリティの向上に努めております。いろいろな情報をなるべく、まとめてではなくて、随時その都度出すようにしていたり、SNS（フェイスブック、ツイッター）とホームページとのリンクもなるべく密にするようにしたりしております。こういった結果、まだまだ足りませんが、ホームページの閲覧件数も1割程度増加しているということがございます。

最後に、シンポジウムを、前回御紹介しましたように、3月19日に先生方に御参加いただいてやっております、500名以上の御参加を、自治体職員、議員の先生方をはじめ、いただいております。

その中で、6 ページ目でございますように、地方分権改革推進MVPということで対応させていただいております。まだ提案募集の蓄積がそう多くないものですから、現段階では成果というよりも提案・検討のプロセスに着目して、提案・検討のプロセスが全国の自治体に注目していただいたような取組団体をMVPとして授与するということをしております。兵庫県、豊田市、山梨県町村会、大分県、島牧村といったところで今回はMVPが出ております。

今後とも、こういった提案募集方式の進展に向けまして、地方自治体への支援、連携を引き続き積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

（神野座長） どうもありがとうございました。

提案募集方式における地方への支援の取組について御説明いただいたわけですが、何か御質問あるいは御意見があれば頂戴したいと思います。いかがでございますか。どうぞ。

（勢一議員） この会議があるたびに支援をぜひ強化してくださいとお願いしてきたような気がいたしますが、かなり幅広く地方の提案が形になるように支援いただきまして、誠にありがとうございます。今回、市町村からの提案が増えたのは、こういう幅広い試み、取組があった成果だと思っております。

一つ、今回のお話で心強く感じましたのが、今の資料15の4 ページ目の「支障事例をど

のようにして発見したか」という部分です。ふだんの業務の中でやはり問題意識をお持ちになっておられた、それが声を上げたという形で出てきたというので、そういう点ではまだまだほかにも疑問を感じたり問題を感じたりしている現場があると思っております、こういうところから先ほどのオーダーメイドの行政サービスができるような改革の種がまた出てくると思ったところです。

併せて、発見した経緯として、住民や事業者から相談や要望があったのが契機だったとか、利用者に話を聞いて、そこから見つけたという例も少なからず上がっています。先ほどの住民自治の充実という点でも、まさに地域住民や地域の事業者と会話をしたり情報交換をしたりする中で新たな支障事例が出てくることもあるかと思っておりますので、こういうところをぜひ引き続き御支援いただければと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。建設的なアドバイスを頂戴いたしました。

ほか、いかがでございますか。よろしいですか。

それでは、今後とも、大変申しわけありませんが、事務局におかれては一層の充実をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、そろそろ終了予定の時間になってまいりましたので、特に御発言がなければ、ここら辺で今回の会議を閉じさせていただきます。

最後まで御臨席いただきました田中副大臣からお言葉を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(田中内閣府副大臣) 神野座長を初め、議員の先生方、長い時間、本当にありがとうございました。平成30年のこの提案募集、今後の進め方について御審議をいただきました。本当に感謝を申し上げたいと思います。

この提案募集方式であります、地方の発意に根差した息の長い取組ということで導入されて、今年でもう5年目に入ったところであります。本年は、昨年と同程度の319件の提案をいただきました。特に市区町村については提案の団体数、提案件数、ともに過去最多となったところであります。今後、有識者会議、また部会で充実した御審議をいただきたいと思っております。

また、内閣府としても、国、地方間の調整等、これを鋭意進めてまいりたい、そして年末の対応方針の決定に向けて、いただいた提案の最大限の実現を図ってまいりたいと思っております。

これからまた、特に部会の皆様には関係府省からの集中ヒアリングなど、時間的にも内容的にもとても大変な御苦勞をおかけすることとなると思っておりますが、ぜひとも引き続き、地方のためという思いで御尽力を賜りますようによろしく願いいたします。本当に本日はありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

事務局から特に連絡事項等がなければこれにて終了させていただきます。よろしいです

か。

それでは、これにて本日の合同会議を終了させていただきます。長い時間、生産的な御議論をたくさん頂戴したことを感謝申し上げますとともに、東京だけ晴れて九州は大雨だそうですので、ちょっと不順な天候ではあるようですが、お暑い中、御参集いただいて御議論を頂戴したことを深く感謝申し上げます次第でございます。どうもありがとうございました。